

中間見直しの背景

1 社会情勢の変化、国・県の方針の変更

(1) 国

ア 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月変更）

⇒廃棄物の減量化の目標と取組、災害廃棄物対策に関する事項等、廃棄物処理を取り巻く情勢の変化に対応した見直し

イ 水銀汚染防止法（平成29年8月施行）

⇒「市町村は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定

ウ 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月策定）

⇒地域循環共生圏形成による地域活性化やライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生等、その実現に向けて概ね2025年（令和7年）までに国が講ずべき施策を定めるもの

(2) 県

ア 愛知県廃棄物処理計画【平成29～令和3年度】（平成29年3月策定）

⇒県内の一般廃棄物と産業廃棄物に関する現状及び課題、減量化の目標とその達成に向けた施策（3Rの推進、適正処理と監視指導の徹底、廃棄物処理施設の整備の促進、非常災害時における処理体制の構築、地域循環圏づくりの推進）を定めるもの

2 尾張旭市における主な取組等

(1) プラスチック製容器包装の毎週収集開始（平成28年7月）

(2) スプレー缶、カセットボンベを資源ごみ「スプレー缶類」として収集開始（平成28年10月）

(3) 市内公共施設5か所に小型家電回収ボックスを設置（平成29年3月）

(4) 尾張旭市災害廃棄物処理計画の策定（平成30年3月）

(5) 燃えるごみの排出量に応じた費用負担について判断（平成31年3月）

(6) 尾張東部衛生組合「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」中間見直し（平成31年3月）